

1_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 申込資格編

令和3年9月8日作成版

-	よくある質問	答え
1	認知症介護「実践者」研修の修了者は、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	必ず受けなければいけないものではありません。令和3年度介護保険報酬改定によって、認知症介護基礎研修の受講が義務づけられましたが、認知症介護実践者研修の修了者はその義務づけの対象外です。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。
2	私たちの事業所は以下の事業（※）を行っています。埼玉県で職員に認知症介護基礎研修を受けさせることができますか？（※）→「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「居宅介護支援」「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」。	運営基準の関係で、現状、埼玉県での認知症介護基礎研修の受講はご遠慮いただいております。
3	「認知症サポーター等養成講座」を修了していますが、他の資格は持っていません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。
4	「社会福祉主事」の資格を持っていますが、他の資格は持っていません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。
5	「認知症ケア指導管理士」の資格を持っていますが、他の資格は持っていません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	受ける必要があります（令和3年度介護保険報酬改定による、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象となります）。
6	養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は有していません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できれば受講の必要はありません。福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が単に証明できれば受講の必要はありません。
7	「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」は認知症介護基礎研修の受講の必要がないとのことですが、具体的にどのような資格を持っていれば受講の必要がなくなりますか？	看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。
8	「柔道整復師」の資格を持っていますが、他の資格は持っていません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。
9	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者「以外の」者や、直接介護に携わる可能性が「ない」者は、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、受講の必要は特段ありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。
10	令和3年度介護保険報酬改定によって認知症介護基礎研修の受講が義務づけられましたが、経過措置（猶予期間）はいつまでですか？	令和6年3月31日までです。

2_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 申込手続き編

令和3年9月1日作成版

-	よくある質問	答え
1	「事業所コード」の発行は一度のみですか？それとも職員が受講申込するたびに必要ですか？	一度事業所コードが発行されれば、それ以降事業所コードの発行は不要です（受講申込の都度発行するものではありません）。
2	タブレット端末やスマートフォンでも受講できますか？	可能です。なお、必須環境や対応ブラウザについては、「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」に記載があります。こちら（ https://dcnet.marutto.biz/e-learning/ ）をご参照ください。なお、動画視聴をする関係で消費するデータ容量は大きくなるのでご注意ください。
3	タブレット端末やスマートフォンから、修了証書を表示したり、保存したりできますか？	ほとんどの端末で表示は可能です。保存できるか否か、は使用している端末の仕様やブラウザによります。保存できない場合はパソコンからログインしてみてください。
4	受講申込にあたり、メールアドレスは必要ですか？	必ず必要です。
5	1つのメールアドレスを複数人で使いまわし、受講申込することは可能ですか？	不可です。必ずご自身「のみ」が利用するメールアドレスを登録してください。法人の代表メールアドレスとの重複登録も不可です。
6	受講料の支払いは、受講生ですか？事業者（法人）ですか？	受講生の個人名での振込を基本としていますが、事業所名（法人名）での振込も可能です。事業所名（法人名）でお振込する際は、振込とは別途FAX送信が必要です。詳細は埼玉県ホームページに掲載している「振込先のご案内_eラーニング送金詳細書（FAX）」をご参照ください。
7	受講料の支払い（振込）における振込手数料はどちららが負担しますか？	恐れ入りますが、振込する方（受講生もしくは事業所）でご負担願います。
8	受講許可がされた旨のメールは、受講者のメールアドレス、事業者のメールアドレス、どちらに来るのでしょうか？	両方のメールアドレスに来ます。
9	【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、「介護保険事業所番号」を入力する欄までいきましたが、そもそも介護保険事業所番号の無い事業所です。その場合、その欄には何を入力すれば良いですか？	「K」+事業所電話番号の 下9桁 を入力してください（例：電話番号が01-2345-6789の場合は「K123456789」）。
10	【事業所コードの発行について】トップページから「事業所登録フォーム」へ進み、事業所登録を進めようとしたのですが、エラーになり先に進めません（「介護保険事業所番号が該当自治体の対象事業所リストに存在しません」などが出てくる）。どうすれば良いですか？	①事業所の指定区分（例：地域密着）、②サービス種類名（例：通所介護）、③介護保険事業所番号（10ケタの数字）、④法人名（例：株式会社〇〇）、⑤事業所名（例：〇〇の郷）、⑥代表の電話番号をご確認のうえ、埼玉県庁福祉部地域包括ケア課認知症・虐待防止担当（048-830-3251）までご連絡ください。

3_FAQよくある質問（埼玉県庁作成） 受講時編

令和3年9月1日作成版

-	よくある質問	答え
1	ID、パスワードを忘れてしまいました。	トップページ（ https://dcnet.marutto.biz/e-learning/ ）から、「ID・パスを忘れたかたはこちら」へアクセスしお手続きをしてください（埼玉県及び介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。
2	修了証書の再発行はできますか？	IDとパスワードさえ分かれば、ログインし、修了証書発行画面から修了証書を表示・保存・印刷できます。表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありませんので、いつでも再表示が可能です。
3	受講修了するにはどのくらい時間がかかりますか？	標準的な動画視聴時間は150分です。これ以外にテストを受ける時間がかかります。
4	一度ですべての動画を観たり、確認テストを受けないといけませんか？	分割して受講することができます。少し時間が空いたときに1つの学習項目を受講するなど、ご自身の都合に合わせて受講を進めてください。
5	研修動画の早送りはできますか？	一度目の視聴時には早送りできません。二度目以降は早送り可能です。
6	研修動画は何度も観れますか？	何度でも観れます。
7	確認テストは何回でも受けられますか？	何回でも受けられます（なお全問正解しないと次に進めません）。
8	受講修了後でも、動画を観たり、確認テストを受けられますか？	動画は何度でも観ることができます。ただし確認テストはできません。